

# 経済政策の基本的考え方及び成長戦略についての提言

令和3年5月27日  
自由民主党 政務調査会  
経済成長戦略本部

はじめに

経済成長戦略本部は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大への対応の検討と並行して、2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略など、中長期の成長戦略の在り方について検討を進めてきた。また、本年2月には、付加価値創造小委員会を設置し、スタートアップの創出・成長に向けた環境整備など、我が国企業のダイナミズムの復活に向けた課題を検討してきた。今回の提言は、これまでの経済成長戦略本部や付加価値創造小委員会、プロジェクトチーム等における検討を踏まえて、成長戦略の策定に向けて、政府において取り組むべき課題を整理したものである。政府においては、本提言を経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）や成長戦略実行計画の策定に反映することを求める。

なお、政府の成長戦略実行計画の対象テーマのうち、経済安全保障は新国際秩序創造戦略本部、知的財産戦略は知的財産戦略調査会において検討いただいた成果を政府に提言することとする。

## I 経済政策の基本的考え方についての提言

### 1. これまでの政策運営と浮き彫りになった課題

昨年戦後最悪の落ち込みを経験した世界経済は、再び前に向かって動き出している。我が国においても、昨年度の3次にわたる補正予算をはじめ、新型コロナウイルス感染症による厳しい影響から国民の命と暮らし、雇用を守る万全の対応を行い、国民生活を支え、経済の下支えを図ってきた。

今後とも、国民生活を守りながら、感染拡大防止に全力を尽くし、医療提供体制の強化やワクチン接種体制の整備を促進していくことが重要である。こうした取組が経済活動の確固たる基盤となり、コロナを乗り越えて、デフレ脱却・経済再生を実現するための更なる成長に向けた需要や投資意欲を呼び起こすことになる。

また、新型コロナ感染症は社会の脆弱性を浮き彫りにした。コロナにより厳しい影響を受けた女性や非正規雇用の方々、生活困窮者、孤独・孤立状態にある方々などへのきめ細かい支援を継続し、コロナ禍が格差の拡大・固定化につながらないよう、目配りの効いた政策運営を行っていくことが必要である。

### 2. 今後の経済運営

新型感染症への対応に当たっては、社会経済活動を継続しつつ感染拡大を防止し、重症者・死亡者の発生を可能な限り抑制することを基本に対策を徹底する。医療提供体制における緊急時対応に最大限取り組むとともに、ワクチン接種を広く国民に行き渡らせる。

その上で、日本経済をデフレに後戻りさせず、経済の好循環を実現するため、まずは新型感染症の厳しい経済的な影響に対し、引き続き、重点的・効果的な支援策を講じていく。さらに、技術革新・イノベーションを起こしつつ、デジタル・グリ

ーンなど成長分野への民間需要を大胆に呼び込みながら、人材への投資と円滑な労働移動を強力に進めることにより、生産性を高め、最低賃金の引上げを含む賃金の継続的な上昇を促し、民需主導の自律的な成長軌道の実現につなげる。このため、令和2年度第3次補正予算及び令和3年度予算を迅速かつ適切に執行するとともに、引き続き、感染状況や経済的な影響を注視しながら、新型コロナウイルス感染症対策予備費の活用により臨機応変に必要な対策を講じていくとともに、我が国経済の自律的な経済成長に向けて、躊躇なく機動的なマクロ経済政策運営を行っていくことを求める。

## II 成長戦略に向けた提言

### 第1章 新たな日常に向けた成長戦略の考え方

1. 成長と分配の好循環の実現に向けた労働生産性・労働参加率の向上と賃金上昇  
経済成長率を上昇させるためには、労働参加率と労働生産性の向上が必要である。特に、労働生産性の上昇は労働者の実質賃金の上昇と密接な関係があり、実質賃金を引き上げていくためにも、その改善が必要である。その鍵はイノベーションである。

成長戦略によって労働生産性を向上させ、その成果を働く人に賃金の形で分配し、労働分配率を向上させることで、国民の所得水準を持続的に向上させる。これにより、需要の拡大を通じた成長を図り、成長と分配の好循環を実現する。

2. 付加価値の高い新製品・新サービスの創出による日本企業のマークアップ率の向上

労働生産性の向上というと、コストに注目しがちであるが、売値が低くても、労働生産性は低くなる。製造コストの何倍の価格で販売できているかを示すマークアップ率を見ると、日本は1.3倍に留まり、G7諸国の中で最も低い。日本企業は十分に売値を確保できていない。AIやビッグデータの活用やブランド力の強化のための事業構造の改革が必要である。日本企業が付加価値の高い新製品や新サービスを生み出し、高い売値を確保できる付加価値を創造することで、労働生産性の向上を図る。

3. 国民がWell-being（幸福）を実感できる社会の実現

成長戦略による成長と分配の好循環の拡大などを通じて、格差是正を図りつつ、一人一人の国民が結果的にWell-being（幸福）を実感できる社会の実現を目指す。

4. コロナ禍により影響が出ている分野の事業の継続と事業再構築の支援

コロナ禍は、過去の経済危機と異なり、全ての産業に一律の影響を与えているわけではない。飲食や宿泊などの業種にはコロナ禍によって大きな影響が生じていることから、事業の継続を支援するとともに、ポストコロナの時代に向けた新たな取組や業態転換といった事業再構築を支援する。

5. 潜在可能性のある分野における積極的な成長戦略の強化

他方、コロナ禍の下でも経済を牽引している、デジタルやグリーンといった成長の潜在可能性のある分野については、将来に向けた積極的な成長戦略を進める。

## 第2章 新たな成長の原動力となるデジタル化への集中投資・実装とその環境整備

### 1. デジタル庁を中心としたデジタル化の推進

未来志向のデジタルトランスフォーメーション（DX）を大胆に推進し、成長の原動力とするとともに、専門人材の強化を図り、全国民にデジタル化の恩恵を届ける。

このため、デジタル庁を中心に、国・地方自治体、準公共分野、民間が、徹底した国民目線で、ユーザーにとって使いやすいデザインや内容等を確保したサービスを創出するための環境を整備する。

### 2. 5Gの早期全国展開、ポスト5Gの推進、いわゆる6G（ビヨンド5G）の推進

安全・安心な5Gの情報通信インフラの早期かつ集中的な整備を推進するとともに、今後の産業用途への拡大に必要な多数同時接続や超低遅延の機能が強化された5G（ポスト5G）、さらには6G（ビヨンド5G）の技術開発を推進する。

### 3. 携帯電話料金の低廉化

利用者の理解と合理的な選択を助けるための情報提供の強化や環境の整備、乗換えを妨げる様々な障壁の引下げを推進するとともに、事業者間取引の適正化など競争環境の整備を進める。

### 4. デジタルプラットフォーム取引透明化法の着実な施行とデジタル広告市場の透明化・公正化のためのルール整備

デジタルプラットフォーム取引透明化法を着実に執行する。また、同法の対象にデジタル広告市場を追加するなど、透明化・公正化のためのルール整備を進める。

### 5. デジタル技術を踏まえた規制の再検討

モビリティ、金融、建築などの分野について、AI等のデジタル技術も用いて第四次産業革命時代にふさわしい規制制度に改革する。実証事業の結果を踏まえ、具体的な制度改革をまとめる。

### 6. ブロックチェーン等の新しいデジタル技術の活用

サプライチェーンの効率化や官民の様々なサービス間でのID（本人確認）連携など、ブロックチェーン等の新しいデジタル技術の活用方策の検討を行う。また、非代替性トークン（NFT）やセキュリティトークンに関する事業環境の整備を行う。

### 7. スマート農林水産業

デジタル技術を活用し、地方創生の中核である農林水産業の成長産業化を推進するため、通信環境整備やデジタル人材の育成等を進める。

## 第3章 グリーン分野の成長

### 1. 2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略

#### （1）2030年排出削減目標を踏まえたグリーン成長戦略の枠組みと経済・雇用への拡大効果

2050年カーボンニュートラルという高い目標の実現に向けて、グリーン成長戦略の具体化を下記のとおり進める。その際、需要側である国民一人一人にどのような

メリットがあるのか分かりやすく発信する。また、2030年の排出削減目標を視野に入れて、更なる必要な投資を促す方策を検討する。なお、継続的に戦略の進捗状況のフォローアップと見直しを行う。

グリーン成長戦略により、2050年に年額190兆円の経済効果と大きな雇用創出を図る。

## (2) 分野横断的な主要政策ツール

### ① 予算

2兆円の基金により、10年間にわたり、継続的に企業の挑戦を支援することを通じて革新的なイノベーションを促していく。

### ② 税制

投資促進税制により、脱炭素化効果が高い製品の生産設備や生産工程等の脱炭素化を進める設備の投資を促進する。

### ③ 規制改革・標準化

新技術の需要を創出するような規制強化、新技術を想定していない規制の緩和、新技術を世界で活用しやすくするような国際標準化に取り組む。

### ④ 国際連携

国内市場のみならず、新興国等の海外市場を獲得し、スケールメリットをいかしたコスト削減を通じて国内産業の競争力を強化する。併せて直接投資、M&Aを通じ、海外の資金、技術、販路、経営を取り込んでいく。

## (3) 分野別の課題と対応

### ① 洋上風力産業

洋上風力については、経済波及効果が期待されることから、魅力的な国内市場を創出することにより、国内外の投資を呼び込み、競争力があり強靱なサプライチェーンを構築する。さらに、アジア展開も見据えた次世代技術開発、国際連携に取り組み、国際競争に勝ち抜く次世代産業を創造していく。

具体的には、導入目標として、2030年までに1,000万kW、2040年までに浮体式も含む3,000万kW～4,500万kWの案件を形成する。

### ② 水素産業

水素は、発電・産業・運輸など幅広く活用されるカーボンニュートラルのキーテクノロジーである。新たな資源と位置付け、自動車用途だけでなく幅広いプレイヤーを巻き込み、2030年に最大300万トンの導入、2050年に2,000万トン程度の供給拡大を目指す。そして、2050年に化石燃料に対して十分な競争力を有する水準、すなわち、水素発電コストをガス火力以下に低減(水素コスト:20円/Nm<sup>3</sup>程度以下)することを目指す。

### ③ 自動車・蓄電池産業

自動車分野においては、サプライチェーン全体でのカーボンニュートラル化を目指し、エネルギーの脱炭素化と合わせて、包括的な支援策を実施し、電動化を推進

する。電気自動車・燃料電池自動車等の導入支援に加え、後述の電池の次世代技術開発・製造立地支援、水素ステーションの整備、電気自動車向けの急速充電設備の整備等により、電動車について、遅くとも2030年までにガソリン車並みの経済性・利便性を実現する。

#### ④カーボンリサイクルに係る産業

カーボンリサイクルは、CO<sub>2</sub>を資源として有効活用する技術であり、カーボンニュートラル社会の実現に重要な横断的分野である。日本に競争力があり、コスト低減、社会実装を進めた上で、グローバル展開を目指す。

具体的には、CO<sub>2</sub>吸収型コンクリートは、2030年には需要拡大を通じて既存コンクリートと同価格(=30円/kg)を、2050年には防錆性能を持つ新製品を建築用途にも使用可能とする事を目指す。

また、CO<sub>2</sub>と水素の合成燃料について、技術開発・実証を今後10年間で集中的に行い、2040年までの自立商用化を目指す。

#### ⑤住宅建築物産業

住宅・建築物は民生部門のエネルギー消費量削減に大きく影響する分野である。高度な技術を国内に普及させる市場環境を創造しつつ、海外への技術展開も見込む。具体的には、規制措置を含む省エネ対策の強化について、ロードマップ策定などの取組を具体化するとともに、住宅や建築物のエネルギー消費性能に関する基準や長期優良住宅の認定基準・住宅性能表示制度の見直し、住宅・建築物の長寿命化などにより、省エネ性能の向上を図っていく。

#### ⑥半導体・情報通信産業

カーボンニュートラルは、製造・サービス・輸送・インフラなど、あらゆる分野で電化・デジタル化が進んだ社会によって実現される。したがって、①デジタル化によるエネルギー需要の効率化と、②デジタル機器・情報通信自体の省エネ・グリーン化の2つのアプローチを、車の両輪として推進する。2030年までに全ての新設データセンターの30%省エネ化、2040年に半導体・情報通信産業のカーボンニュートラルを目指す。

#### ⑦物流・人流・土木インフラ産業

水素等の輸入のためのカーボンニュートラルポートの形成、スマート交通の導入、自転車移動の導入促進、グリーン物流の推進、交通ネットワーク・拠点・輸送の効率化・低炭素化の推進、インフラ・都市空間等でのゼロエミッション化、建設施工におけるカーボンニュートラルの実現に総合的に取り組むことで、物流・人流・土木インフラ産業での2050年のカーボンニュートラル実現を目指す。

#### ⑧食料・農林水産業

みどりの食料システム戦略に基づき、生産、加工・流通、消費に至るサプライチェーン全体で、革新的な技術・生産体系の開発と社会実装を推進する。

具体的には、農林業機械・漁船の電化・水素化等や、農畜産業由来の温室効果ガスの削減、農地・森林・海洋における炭素の長期・大量貯蔵といった吸収源の取組等を強力に推進し、2050年までに農林水産業のCO<sub>2</sub>ゼロエミッション化の実現を目

指す。

### ⑨成長が期待される分野

こうした分野の検討を深めるほか、次世代型太陽光産業、燃料アンモニア産業、原子力産業、船舶産業、航空機産業、資源循環関連産業、ライフスタイル関連産業など成長が期待される分野の課題と対応を整理する。その上で、分野ごとに、実行計画・工程表（ロードマップ）を策定する。

## 2. カーボンプライシング

カーボンプライシングなどの市場メカニズムを用いる経済的手法は、産業の競争力強化やイノベーション、投資促進につながるよう、成長に資するものについて躊躇なく取り組む。

国際的に、民間主導でのクレジット売買市場の拡大の動きが加速化していることも踏まえて、我が国における炭素削減価値が取引できる市場（クレジット市場）の厚みが増すような具体策を講じて、気候変動対策を先駆的に行う企業のニーズに早急に答えていく。

具体的には、足下で、Jクレジットや非化石証書などの炭素削減価値を有するクレジットに対する企業ニーズが高まっている情勢に鑑み、まずは、これらのクレジットにかかる既存制度を見直し、自主的かつ市場ベースでのカーボンプライシングを促進する。

その上で、炭素税や排出量取引については、負担の在り方にも考慮しつつ、プライシングと財源効果両面で投資の促進につながり、成長に資する制度設計ができるかどうか、専門的・技術的な議論を進める。その際、現下の経済情勢や代替手段の有無等、国際的な動向や我が国の事情、先行する自治体の取組、産業の国際競争力への影響等を踏まえるものとする。

加えて、我が国は、自由貿易の旗手としての指導力を存分に発揮しつつ、これと温暖化対策を両立する公正な国際ルールづくりを主導する。その際、炭素国境調整措置に関する我が国としての基本的考え方を整理した上で、EU等の議論の動向にも注視し、戦略的に対応する。

## 3. カーボンニュートラル市場への内外の民間資金の呼び込み

### (1) 円滑な資金供給に向けた基盤整備

3,000兆円ともいわれる内外の環境投資資金を呼び込むため、サステナブルファイナンスの環境整備を進める。円滑な資金供給に向けた環境整備を図る観点から必要なガイドラインを作成する。多排出産業のトランジションのための分野別ロードマップ策定やアジアの移行支援を進める。企業年金等の機関投資家におけるスチュワードシップコードの受入れ、責任投資原則（PRI）への署名、TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース：Task Force on Climate-related Financial Disclosures）の提言に沿った開示などの強化を促し、運用戦略の情報開示を求める。

### (2) グリーンボンド等の取引の環境整備

グリーンボンド等の取引が活発に行われるグリーン国際金融センターの実現を目指す。金融実務からみて利便性が高い情報基盤の整備を図る。グリーンボンド等の

適格性を評価する民間の認証枠組みの構築や評価機関の育成を後押しする。

### (3) サステナビリティに関する開示の充実

コーポレートガバナンス・コード等を通じて、上場企業に対して、TCFD等の国際的枠組みに基づく開示の質と量の充実に促す。また、国際基準の策定に日本として戦略的に参加する。

### (4) 金融機関による融資先支援と官民連携

金融機関と事業者との積極的な対話やこれに基づく投融資を促進する。金融機関の気候変動リスク管理の向上を図るため、本年度中を目途に、金融監督当局によるガイダンスの策定や地域金融機関への取組支援等を行う。

## 4. 地域脱炭素ロードマップ

地域脱炭素ロードマップに基づき、少なくとも100か所の脱炭素先行地域において2030年までの民生部門の電力消費における脱炭素実現を目指す。また、重点対策を全国で実施し、先行地域を核に脱炭素ドミノを実現する。特に以下の事項を中心に、今後5年間で集中して取組を進める。

#### ① 地域の取組に対する継続的・包括的な支援

人材派遣・育成、情報・技術の共有、必要な資金の確保のため、先行地域をはじめとする地域の脱炭素取組を継続的・包括的に支援するスキームを構築する。

#### ② ライフスタイルイノベーション

製品・サービスのCO2排出量の「見える化」を進め、消費者にそれをベースとした脱炭素（カーボンゼロ）型の製品・サービスの積極的な選択を促すインセンティブ付与や、ナッジの社会実装、アンバサダー等を活用した国民運動を展開する。

#### ③ 脱炭素に向けたルールのイノベーション

環境保全や円滑な地域合意形成を図りつつ再エネ促進区域を設定し、同区域において、地域共生・裨益型の再エネを促進する。風力発電促進等のための環境アセスメントの最適化の検討、科学調査実施による地域共生型の地熱発電の開発加速化などに向けた制度的対応等に取り組む。

## 第4章 グリーン成長戦略に向けた新たな投資の実現

### 1. カーボンニュートラルに伴う産業構造転換

2050年カーボンニュートラルに伴う産業構造転換を支援する。例えば、自動車の電動化に伴い、エンジン部品サプライヤーが電動部品製造に挑戦したり、ガソリンスタンド・整備拠点が地域の新たな人流・物流・サービス拠点・EVステーション化したりする等の攻めの業態転換を支援する。あわせて、産業構造転換に伴う失業無き労働移動を支援する。

### 2. 水素ステーションの整備

燃料電池自動車・燃料電池バス及び燃料電池トラックの普及を見据え、2030年までに1,000基程度の水素ステーションについて、人流・物流を考慮しながら最適な

配置となるよう整備する。バスやトラックなど商用車向けの水素ステーションについては、事業所専用の充填設備も含め、整備を推進する。

### 3. 電気自動車向けの急速充電設備の整備

充電設備の不足は、電気自動車普及の妨げとなる。急速充電設備を3万基設置し、遅くとも2030年までにガソリン車並みの利便性を実現するよう、強力に整備を進める。

### 4. 石炭火力自家発電のガス転換等

鉄鋼、化学、製紙・パルプ、セメントといったエネルギー多消費型産業を中心に、石炭火力自家発電のガス転換や、減価償却後も使い続けている低効率の高炉・コークス炉、工業炉などの設備の高効率化等の設備更新を推進する。

### 5. 送電線網の整備

再エネ普及のための送電線網を整備する。

## 第5章 「人」への投資の強化

### 1. フリーランス保護制度の在り方

フリーランスとして安心して働ける環境を整備するため、事業者とフリーランスの取引について、法制面の措置を検討する。併せて、フリーランスの方のセーフティネットについて検討する。

### 2. テレワークの定着に向けた取組

テレワークの定着に向けて、労働基準関係法令の適用について、ガイドラインの周知を図る。

また、全国において良質なテレワークを推進するため、ICTツールを積極的に活用するサテライトオフィスの整備等を進める。

### 3. 兼業・副業の解禁や短時間正社員の導入促進などの新しい働き方の実現

多様な働き方や新しい働き方のニーズに応えるため、企業における兼業・副業の解禁を促進するとともに、短時間正社員等の多様な正社員制度の導入を促進する。

選択的週休三日制度について、好事例の収集・提供等により、企業における導入を促し、普及を図る。

### 4. 女性・外国人・中途採用者の登用などの多様性の推進

日本企業の成長力を一層強化するため、女性、外国人、中途採用者が活躍できるよう、多様性を包摂する組織への変革を促す。

留学経験者や国際機関勤務経験者など異なる文化を経験している方の活躍の場を広げる。

### 5. 人事評価制度の見直しなど若い世代の雇用環境の安定化

子育て世代の収入の向上・安定を図るため、企業の人事評価制度の見直し等を通じて、若い世代の雇用環境の安定化を図る。

## 6. 労働移動の円滑化

リカレント教育の推進など、産業構造転換に伴う失業無き労働移動を支援する。

また、特に、コロナ禍により飲食業・宿泊業などで働き、雇用が不安定化している非正規雇用の方々が失業なく労働移動できるシステムを検討する。同時に、企業側にも、勤務時間の分割・シフト制の普及や、短時間正社員の導入など多様な働き方の許容を求める。

## 7. ギガスクール構想の推進による個別最適な学びや協働的な学びの充実

ハード・ソフト・人材一体となった新しい時代の学びの環境の整備（ギガスクール構想など）を推進し、発達の段階や児童生徒の状況に応じた個別最適な学びや協働的な学びを充実するため、データ駆動型の教育への転換による学びの変革を推進する。

## 8. 全世代型社会保障改革の方針の実施

年末に閣議決定した「全世代型社会保障改革の方針」を着実に実施する。

# 第6章 経済安全保障の方針を踏まえた集中投資

## 1. 経済安全保障政策の推進

自由民主党新国際秩序創造戦略本部で検討中の提言に沿って、国際環境の変化と不確実性の増大に対応する経済安全保障政策を推進する。

成長戦略を推進するため、下記に示す分野などの経済安全保障上重要な技術の国内産業基盤の確保を推進する。

## 2. 先端半導体技術の開発・製造立地支援

デジタル社会を支える先端半導体やその製造技術の開発は、研究開発基金で支援しているが、先端半導体の生産拠点は国際的に集中度が高いため、他国に匹敵する規模の措置を早急に講じ、先端半導体の生産拠点の日本への立地を推進することで、確実な供給体制の構築を図る。

## 3. 次世代データセンターの最適配置の推進

今後のデジタル需要・データ通信量の急増に対応するとともに、災害に対する強靱性を高めるため、高性能・低消費電力のデータセンターについて、新たに最大5か所程度の中核拠点と、需要を勘案しながら最大10か所程度の地方拠点の整備を推進し、国内における最適配置を図る。

## 4. 電池の次世代技術開発・製造立地支援

電動車の重要性が高まる中で、その基幹部品である電池は、将来の自動車産業の競争力を左右する。サプライチェーン強靱化の観点から、次世代電池の研究開発及び、一定以上の規模を有する電池や部品などの大規模生産拠点の立地を図る。

## 5. レアアース等の重要技術・物資のサプライチェーン

レアアースを含む重要鉱物の開発や生産拠点の多元化を進めるとともに、医薬品等国民が健康な生活を行う上で重要な製品について、サプライチェーンの強靱化を推進する。

## 6. ものづくり基盤の強化

コロナ禍や米中対立などの中で、サプライチェーンに不測の事態が発生した場合にも柔軟・迅速に対応できるよう、国内ものづくり基盤の強化を図る。素材・材料、ナノテクノロジー分野の研究開発を促進する。

## 第7章 ウィズコロナ・ポストコロナの世界における我が国企業のダイナミズムの復活～スタートアップを生み出し、かつ、その規模を拡大する環境の整備

### 1. 新規株式公開（IPO）における価格設定プロセスの見直し

日本のIPOでは、初値が公開価格を大幅に上回っている。これは、ドイツ、米国、英国など、諸外国と比べても非常に高い水準である。このため、IPOによる起業家の資金調達額が少なくなっている。

また、日本のIPOのプロセスでは、公開価格に基づく株式取得の割当先は、9割は裁量的に割当が可能である。

こうしたプロセスにおいて、スタートアップは、公開価格による販売合計額から、証券会社の手数料を差し引いた金額を受け取ることとなる。一方、初値が公開価格を上回った場合、公開価格で株式を取得した特定の投資家が差益を得るが、スタートアップには直接の利益が及ばない。このため、同じ発行株数でより多額の資金調達をしえたはずとの指摘があった。

こうした点を踏まえて、IPO時の公開価格設定プロセスの在り方について、実態把握を行い、見直しを図る。

### 2. SPAC（特別目的買収会社）制度の検討

海外の主要取引所では、非上場企業が創業直後に上場できるSPAC（特別買収目的会社）が新規株式公開（IPO）と同様に活用されている。

我が国のスタートアップからは、SPACでは買収時にスタートアップと投資家の双方が合意して価格を決めるため、お互いに納得した価格で上場できる仕組みであり、公開価格が低すぎることで資金調達額が少なくなる現在の問題を解決する上でも意味があるとの意見があった。他方で、投資家保護が必要との指摘もある。

我が国においても、SPACの上場時の基準や開示、買収が成立しない場合の一般投資家への資金の返還等のSPAC運営者に対する規律、買収先企業に関する投資家の判断を支える開示義務など、投資家保護策等の観点から、SPACを導入した場合に必要な制度整備について、米国をはじめとする海外の規制当局の対応やSPACをめぐる市場の動向を踏まえつつ、検討する。

### 3. 私募取引の活性化に向けた環境整備

我が国の資本市場は、未上場の企業への投資について、個人投資家による投資手段が限定され、ベンチャーキャピタル以外の投資家の裾野が狭い。未上場のスタートアップへのリスクマネーの流れを太くする観点から、特定投資家の範囲の拡大等を図る。

### 4. スタートアップと大企業の取引適正化のための競争政策の推進

スタートアップと大企業との連携における問題事例とその具体的改善の方向や、独占禁止法の考え方を整理したガイドラインを策定したところであり、周知徹底を図るとともに、公正取引委員会による法執行を強化する。

また、スタートアップ企業と出資者との契約の適正化に向けて、新たなガイドラインを策定する。

#### 5. スタートアップのエコシステム形成に向けた包括的支援

スタートアップのエコシステムを形成するため、新SBIR制度に基づくスタートアップからの政府調達増大、経営者保証ガイドラインの見直し、兼業・副業の促進など、人材育成面を含め、包括的な支援策を立案する。

### 第8章 事業再構築・事業再生の環境整備

コロナ禍の中で債務の過剰感があると感じる企業の割合が増える中で、事業再構築を進めるためには債務処理の問題は避けて通ることが出来ないことを踏まえ、事業再構築・事業再生の環境整備を図る。

#### 1. 大企業・中堅企業の事業再構築・事業再生の環境整備

##### (1) 資本金の供給強化及び優先株の引受け推進

企業の財務基盤を強化するため、コロナ禍では民間金融機関との協調融資原則を外す、利子補給により金利水準を当初3年間1%程度に引下げるなどの対応を行ったところであるが、必要に応じて資本金の供給や優先株の引受けを更に推進する。

##### (2) 私的整理等の利便性の拡大のための法制面の検討

私的整理は、法的整理と異なり、事業性・収益性の毀損を防ぐことができる。こうした私的整理による事業再生を円滑化するため、私的整理の利便性の拡大に向けた法制面の検討を図る。

また、法的整理についても、私的整理である事業再生ADRから法的整理である簡易再生手続への円滑な移行を推進する。

#### 2. 中小企業の事業再構築・事業再生の環境整備

##### (1) 中小企業の私的整理ガイドライン

中小企業の実態を踏まえた私的整理のガイドラインの策定について検討する。

##### (2) 個人破産への対応

中小企業の倒産時に、個人保証を行う経営者が個人破産となるケースが多いことは、中小企業の経営者にとって事業再生の早期決断の大きな阻害要因になっているとの指摘がある。対応措置を検討する。

##### (3) 金融機関等の取組

私的整理に対する金融機関等の取組を促す施策を検討する。

## 第9章 新たな成長に向けた競争政策の在り方

成長戦略の鍵は、これまで実施してきている規制改革の推進と併せ、競争環境の整備を図る競争政策の強化である。時代の変化を踏まえ、競争政策をリデザインする必要がある。このため、以下の方向で取り組む。

### 1. 公正取引委員会の唱導の強化

欧米では、競争当局から他の政府機関等に対し、競争の活性化に関する唱導（アドボカシー）が活発に行われ、競争環境の整備が着実に進められている。我が国でも、専門性の高い外部人材も活用しつつ、公正取引委員会による唱導機能を強化する。

### 2. 公正取引委員会の体制及び執行の強化

公正取引委員会の体制及び執行の強化を図るため、量的・質的に人材面の充実を図る。

## 第10章 足腰の強い中小企業の構築

### 1. 中小企業の事業継続と事業再構築への支援

今後も中小企業の事業継続の支援に万全を期すとともに、積極的に事業再構築に取り組む中小企業を支援するため、事業再構築補助金の不断の見直しを図る。

### 2. 中小企業の成長を通じた労働生産性の向上

中堅企業に成長し、海外で競争できる企業を増やすため、民間支援機関との連携により海外展開するまでの伴走支援を強化する。

中小企業がM&Aの支援を適切に活用できる環境を整備する。

### 3. 大企業と中小企業との取引の適正化

#### （1）下請取引の適正化

下請業者への取引価格のしわ寄せを防ぐため、監督体制を強化する。また、業界による自主行動計画の策定を加速するとともに、業界だけでなく、個別企業による取組強化についても、コーポレートガバナンスの改善の一環として促進する。

#### （2）大企業と中小企業の連携促進

大企業と中小企業の共存共栄を目指すパートナーシップ構築宣言について、本年度中に2,000社の宣言を目指すとともに、宣言の拡大などを通じ、大企業と中小企業の連携強化を図っていく。

#### （3）約束手形の利用の廃止

本年夏を目途に、産業界及び金融界による自主行動計画の策定を求めることで、5年後の約束手形の利用の廃止に向けた取組を促進する。また、小切手の全面的な電子化を図る。

#### （4）系列を超えた取引拡大

電子受発注システムの標準化等を通じて、中小企業のみならず発注側企業等も含めたシステムの利用を促進し、中小企業・小規模事業者の系列を超えた取引拡大を

促す。

#### 4. 地域の中小企業・小規模事業者等への支援

地域の中小企業、小規模事業者等は、地域の雇用のみならず、コミュニティや共助を支えるなど人口減少に直面する地域社会において重要な機能を果たしている。これらの事業者の生産性向上を図りつつ、生活に不可欠な機能の確保を図るため、地方自治体と国が連携して、地域づくりの担い手の創出や、中小企業・小規模事業者等による地域コミュニティを支える取組を強化していく。

#### 5. 官民連携による経営支援の高度化

コロナ禍から立ち上がろうとする事業者が、適切な経営支援を受けられるよう、各地域で民間も含む支援機関のネットワークを構築するとともに、個々の支援機関の専門性等の見える化を図る。その一環として、身近な支援機関である中小企業診断士に求められる専門分野の見える化を進める。

### 第11章 イノベーションへの投資の強化

上記記載のとおり、デジタルやグリーン分野のイノベーションに我が国として集中投資を行う。これに加え、下記の取組を実施する。

#### 1. リバースイノベーションの推進

最先端技術を活用し、新興国ならではの課題を克服するための新製品や新サービスが創出され、先進国へ逆輸入されるリバースイノベーションが加速している。我が国においても、これを推進し、日本企業の企業文化の変革や国内の構造改革につなげることが重要である。このため、アジアの企業との共同プロジェクトを強力に推進する。

#### 2. 文理融合の推進

学部改革等により、理系、文系をはじめとする分野の垣根を乗り越え、研究開発の成果により、社会を変革させるとともに、研究人材育成のための投資を大幅に充実させる。

#### 3. 量子技術等の最先端技術の研究開発の加速

AIや量子技術といった最先端の研究開発を加速させることにより、感染症や激甚化する災害など直面する脅威に対応するとともに、次の成長の原動力とする。革新的研究開発を推進するため、ムーンショット型研究開発を抜本的に強化する。革新的環境技術、AI技術、バイオ技術、量子技術、マテリアル技術、宇宙開発利用等の重点分野の研究開発・社会実装・人材育成等を戦略的に推進する。

このため、今後5年間で政府の研究開発投資30兆円、官民120兆円の投資目標を設定し、国際的な研究開発競争をリードする。

#### 4. 大学ファンドの創設などを通じた大学改革

優秀な人材と豊富な資金が集まる世界トップクラスの研究大学を目指し、10兆円

規模の大学ファンドへの拡充について、本年度内に目途を立てる。大学改革に向けた新たな法的枠組みを早急に検討し、次期通常国会への提出を目指す。

また、博士後期課程学生支援を着実に実施するとともに、地方大学を振興するための支援策を強化する。

## 5. 知的財産戦略の推進

スマートシティ・ビヨンド5Gなど重要分野を中心に、国際標準の戦略的な活用に向けた取組を加速する。

自由民主党知的財産戦略調査会で検討中の提言に沿って、知的財産など無形資産投資を促進する。

## 6. 未来社会の実験場としての2025年日本国際博覧会

大阪・関西万博をポストコロナの社会の在り方を提示する場とするとともに、グリーンイノベーションを推進するための技術の実証など、新たな技術やシステムを実証し、Society 5.0を体感できる未来社会の実験場とすべく、官民一丸となって準備を加速していく。

## 第12章 コーポレートガバナンス改革

中長期的な企業価値の向上の実現に向けて、コーポレートガバナンス・コードの改訂を進める。

取締役会がその機能を適切に発揮するため、プライム市場（2022年4月の東証の市場再編後の最上位市場）上場会社は、独立社外取締役を少なくとも1/3以上選任する。

上場会社は、女性・外国人・中途採用者への管理職への登用等、中核人材の登用等における多様性確保についての考え方と自主的かつ測定可能な目標を示すとともに、その状況を開示する。

## 第13章 重要分野における取組

### 1. 国産ワクチンの開発

国産のワクチンを開発し、速やかな供給ができる研究開発・生産体制を構築するため、世界トップレベルの研究開発拠点の形成、戦略性を持った研究費のファンディング機能の強化、薬事承認プロセスの迅速化のための体制・基準整備、治験環境の整備・拡充、ワクチン製造拠点の整備、ワクチン開発・製造産業の育成・振興等を進める。

### 2. 医薬品産業の成長戦略

ライフサイエンスは、デジタルやグリーンと並ぶ重要戦略分野であり、安全保障上も重要な分野である。

革新的新薬を創出する製薬企業が成長できるイノベーション環境を整備するため、研究開発支援の強化、創薬ベンチャーの支援、国際共同治験の推進、全ゲノム解析等実行計画の推進、医療情報を利活用しやすい環境整備、先発医薬品の薬価制度の在り方の検討等を進める。

医療上必要不可欠であり、幅広く使用され、安定確保について特に配慮が必要で

ある医薬品のうち優先度の高いものについては、継続的な安定供給が可能となるよう薬価設定を行うことを検討する。また、抗菌薬等の安定確保が必要な医薬品の原料等については、国内での製造支援や備蓄制度の導入を検討する。

後発医薬品メーカーが品質確保・安定供給・データの信頼性確保に責任を持つ体制を構築する。また、バイオシミラーの開発・利用を促進する。

オンライン診療は、安全性と信頼性をベースに、かかりつけ医の場合は初診から原則解禁する。

薬局で市販される OTC 診断薬等の使用推進については、安全性等を確保することが必要であり、個別品目ごとに OTC 化の検討を進めるなどセルフケア・セルフメディケーションを推進する。

医療用医薬品の流通構造には、製薬メーカーが卸売業者に販売する価格が卸売業者から医療機関・薬局に販売する価格を上回る商慣行や、医療機関・薬局が購入する全品目の価格・割引率をまとめて交渉する商慣行が存在することから、これらの改善に向けて、流通改善ガイドラインの見直しを含めた対応策の検討を行う。

保険者努力支援制度や介護保険の保険者機能強化推進交付金等に基づく予防・健康づくりへの支援を推進する。データヘルス改革を推進する。

医薬品産業のエコシステムを確立するため、政府の司令塔機能を強化すべきである。

### 3. 海洋

経済安全保障や海洋関連産業の成長産業化の観点から、海洋状況把握の能力強化やカーボンニュートラルと資源開発に向けた海洋の取組強化を図る。

具体的には、海水温、海流、船舶通航量などの海のデータの活用・官民での共有を図るとともに、北極域研究船の確実な建造をはじめ北極域研究の加速等を図る。また、洋上風力発電の導入促進や世界に先行しているレアアース泥やメタンハイドレート等の海洋資源開発等を進めるほか、無人海洋観測技術の開発や観測システムの充実強化を図る。

### 4. 宇宙

宇宙は成長産業であるとともに安全保障、防災、SDGs達成等にとって不可欠であるとの観点から、宇宙開発利用を強力に推進する。

アンカーテナンシー（国による一定の調達）推進等により、官民連携の下、小型衛星コンステレーションを構築する。また、軌道上データ処理・光通信等の次世代技術の実証を推進する。準天頂衛星や観測衛星などを活用した統合型G空間防災・減災システムの構築や、温室効果ガスの観測、宇宙太陽光発電の研究開発等により、社会課題への対応を図る。アルテミス計画や火星圏からのサンプル採取等の宇宙探査を進めるとともに、日米宇宙産業協力等も視野に入れ、宇宙港の整備などアジアにおける宇宙ビジネスの中核拠点化を目指す。

H3ロケットの完成と将来宇宙輸送システムの研究開発に取り組む。

### 5. PPP/PFIの推進強化

これまでの成長戦略のフォローアップを行うとともに、PPP/PFIの活用推進等に関する新たな課題について検討を行う。

## 6. 国際金融センターの実現

1,900兆円の個人金融資産等の強みを生かし、海外と比肩しうる魅力ある金融資本市場への改革と海外事業者や高度外国人材を呼び込む環境構築に取り組む。このため、国内顧客に関する銀証ファイアーウォール規制については、わが国資本市場の一層の機能発揮、国際金融センターとしての市場の魅力向上、より高度な金融サービスの提供を促すため、顧客の意向や利益相反管理・優越的地位の濫用防止等の観点から、見直しを行う。海外の資産運用会社等に対してワンストップサービスを提供するサポートオフィスを通じたビジネス環境整備等に取り組む。

## 7. 対日直接投資の促進

新たな中長期戦略に基づき、安全保障上の観点からも万全を期しつつ、対日直接投資の促進に向けた政策・取組を総動員していく。

## 8. 個別分野の制度改革

### (1) 自動配送ロボットの制度整備

ウィズコロナの時期が一定期間続く中で、利用者、従業者の安全につながる非接触型の自動配送サービスを実現するため、低速・小型の自動配送ロボットについて、①道路運送車両に該当しないこととした上で、②サービスを提供する事業者に対して連絡先やサービス提供エリア等の情報を事前に届出することを求め、③安全管理の義務に違反した場合には行政機関が措置を行えることとする等を前提に、本年度のできるだけ早期に、関連法案の提出を行う。

### (2) 電動キックボードの制度整備

電動キックボードの公道での走行について、実証事業の結果を踏まえ、関連する制度を見直し、その結果を踏まえ、本年度のできるだけ早期に、関連法案の提出を行う。

### (3) ドローン等の制度整備

少子高齢化、過疎化、担い手不足など我が国が抱える諸課題の克服に向け、2022年度中にドローンの有人地帯での目視外飛行を可能とするため、機体の安全性を認証する制度や操縦者の技能を証明する制度等の詳細な制度設計を進める。また、空飛ぶクルマについて、2023年の事業開始に向けて制度整備を進める。

## 第14章 新たな国際競争環境下における活力ある日本経済の実現

自由で公正なルールに基づく国際経済体制を主導する。公平な競争条件の確保に向け、産業補助金などの市場歪曲的措置の是正、電子商取引等の新たな分野でのルール形成に取り組む。RCEPの早期発効と各国の履行確保に加えて、貿易関連手続のデジタル化、その他の経済連携・投資協定交渉等を戦略的に推進する。

信頼性のある自由なデータ流通（データ・フリー・フロー・ウィズ・トラスト、DFFT）のための国際ルール作りを進める。